

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5月24日
【会社名】	森ビル株式会社
【英訳名】	MORI BUILDING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻 慎吾
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1号
【電話番号】	03(6406)6617
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 小坂 雄一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1号
【電話番号】	03(6406)6617
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 小坂 雄一
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、平成28年5月24日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法により普通株式を発行すること（以下「本第三者割当」といいます）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 有価証券の種類及び銘柄

森ビル株式会社 普通株式（以下、「普通株式」という。）

2. 発行数

普通株式 11,957株

3. 発行価格（払込金額）及び資本組入額

発行価格（払込金額） 1株につき2,091,000円

資本組入額 1株につき1,045,500円

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 25,002,087,000円

資本組入額 12,501,043,500円

（注） 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、12,501,043,500円であります。

5. 株式の内容

当社の普通株式は完全議決権株式であり、譲渡について、株主または取得者は取締役会の承認を得なければならない旨を定款に定めております。

また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、及び、当社が普通株式または普通株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定を行う場合には、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがあります。

6. 発行方法

第三者割当の方法による。

7. 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

8. 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

9. 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(1) 手取金の総額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
25,002,087,000	90,000,000	24,912,087,000

（注） 発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、リーガルアドバイザー費用で、消費税等は含まれておりません。

(2) 手取金の用途

上記の差引手取概算額24,912,087,000円については、平成28年5月24日開催の取締役会にて決議した第三種優先株式の取得資金に充当する予定です。

10. 新規発行年月日（払込期日）

平成28年7月1日

11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項はありません。
12. 当該有価証券に係る金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
当社の普通株式の譲渡または取得について、株主または取得者は取締役会の承認を得なければならない旨を定款に定めております。
13. 保有期間その他の普通株式に係る株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容
該当事項はありません。
14. 第三者割当の場合の特記事項
- (1) 割当予定先の状況
提出日現在において、未定であります。
- (2) 株券等の譲渡制限
当社の普通株式の譲渡について、株主または取得者は取締役会の承認を得なければならない旨を定款に定めております。
- (3) 発行条件に関する事項
本第三者割当の発行価格につきましては、独立した第三者機関に対して当社普通株式の価値算定を依頼し、類似会社比較法を用いて算定した当社普通株式の評価額に関する株価算定報告書を受領しております。当社は、当該株価算定報告書において当社普通株式の評価額が本第三者割当の発行価格と同額である1株2,091,000円とされており、当社の置かれた事業環境及び財務状況も踏まえ総合的に勘案の上、発行価格を決定いたしましたので、当該発行価格は適正かつ妥当な価格であると判断しております。
また、当社といたしましては、上記の判断に鑑み、本第三者割当の発行価格は、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。
- (4) 大規模な第三者割当に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 第三者割当後の大株主の状況
割当予定先が提出日現在において未定であるため、本項も未定でございます。
- (6) 大規模な第三者割当の必要性
該当事項はありません。
- (7) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。
15. 提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数（平成28年5月24日現在）
- | | |
|---------|-----------|
| 資本金の額 | 67,000百万円 |
| 発行済株式総数 | 220,199株 |
| 普通株式 | 219,699株 |
| 第三種優先株式 | 500株 |

以 上